科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28年 6月 7日現在

機関番号: 22701

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2013~2015

課題番号: 25381086

研究課題名(和文)占領下における教員資格制度改革に関する実証的研究

研究課題名(英文)A Study on the Reform of Teacher Certification in Occupied Japan

研究代表者

高橋 寛人 (Takahashi, Hiroto)

横浜市立大学・都市社会文化研究科・教授

研究者番号:10188047

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文):教員免許制度は占領下にCIEの指示に基づいて大きく改められた。CIEの教師教育担当官のカーレーは、主専攻(主免許状)と副専攻(副免)の導入、 各大学が免許状取得のための独自の科目を置けるようにすること、 広範囲の教科を甲教科として、教科専門科目の修得単位数を乙教科より多く設定すること、 仮免許状は有効期間を付して更新を可とすること、 2年課程と小中学校の2級普通免許状をおくことを指示した。2級免許状の制度は、主専攻(メジャー)・副専攻(マイナー)と連動させることによって、学生が大学で4年間学ぶ間に、一つの普通免許状だけでなく他校種あるいは他教科の2級普通免許状を取得することを可能とした。

研究成果の概要(英文): The standards for the certification of educational personnel are defined in the Law for Certification of Educational Personnel. This law was enacted in 1949. It was planned on suggestions by CIE. Ms. Carley, a teacher education officer of CIE made the important suggestions. Establish certificates for superintendents and teacher consultants. Make universities teachers be able to teach original professional subjects for teacher training. Provide temporary certificates valid for five years and renewable for five more. Require for those attending a university; a minimum of two years of college work for a second class certificate for elementary and lower secondary teachers; a minimum of four years of college work for a first class certificate for elementary and lower secondary teachers, and for a second class certificate for upper secondary teachers. Student in four year course is able to earn not only one first class certificate, but also second class certificate.

研究分野:教育学

キーワード: 教育職員免許法 CIE 玖村敏雄 カーレー

1.研究開始当初の背景

応募者のこれまでの研究の結果、占領下に おける教師教育改革に関する先行研究は以 下の問題点を含んでいることが明らかにな った。第一に、日本側の史料に基づいている ためてIEの役割の解明が不十分であり、そ の結果、教育刷新委員会の主導により誕生し た開放制の教員養成制度の成立過程に研究 が偏っていること、第二に、日本側の資料が 教育刷新委員会の議事録に偏り、文部省の役 割についても実証的には明らかにされてい ないこと、とくに、当時の文部省側の責任者 であった玖村敏雄について、教師教育の改革 に果たした役割の考察が不十分であること、 第三に、開放制の成立の意義を重視するあま り、教員資格、教職科目およびその内容に関 する研究がおろそかにされていることであ る。

戦後における教職教育の内容は、CIEの監督の下、東京第一師範学校が研究校となってカリキュラム開発が進められ、それとの関わりで教育職員免許法・同法施行規則が立案されていった。したがって、先行研究の問題点を克服するために、上記の経緯をGHQ/SCAP CIE文書を検討することによって実証的に明らかにする必要がある。

2.研究の目的

教員免許・資格制度改革に関するGHQ/SCAP CIE文書および日本側の第一次史料を検討し、戦後日本の教員資格制度改革に果たしたCIEの役割と、文部省、各師範学校・旧制大学等の対応を実証的に明らかにし、教員資格制度改革の経緯と構造を明らかにする。そして、占領下の戦後教員養成改革について、従来の説明の枠組みである開放制の成立ではなく、教員の資格要件・教職科目など教師教育の内容の改革過程を軸にして説明する。

3.研究の方法

占領下の教員資格・免許制度の改革事情を 実証的に明らかにするために、GHQ/SCAP CIE Records、国立教育政策研究所所蔵『戦 後教育資料』、山口県立図書館所蔵『玖村敏 雄文書』などの第一次資料を調査し、関連文 書を収集・検討する。

戦後における改革の意義を明らかにする には、それ以前の制度との比較が必要である ので、戦前・戦中の教員資格制度・教師教育 について検討する。

また、戦後における教職教育を担う大学教員の教育学研究体制がいかに変革したかを明らかにするために、広島・東京文理科大学の改革や旧帝国大学における教育学部の設置事情に関連する文献・資料を収集・検討する。

4. 研究成果

1947 年末の「教員養成制度刷新要綱」に基

づいて文部省は教員免許法案を作成し、カーレーの指導を受ける。その後 1948 年 6 月、国立大学設置に関する 11 原則が示される。この時期までに教員養成・免許制度改革の内容として具体化した事項は次のようである。

「教員養成制度刷新要綱」の「少なくとも 全課程の3分の1以上を一般教養科目に、又 少なくとも6分の1以上を教職科目にあて なければならない」という事項にそくして、 一般教養科目は 40 単位以上、教職科目は幼 稚園や小学校の教諭は 30 単位以上、中学校 教諭は25単位以上、高等学校教諭は20単位 以上履修することとなった。この頃、大学基 準協会が決定した大学基準は、一般教養科目 ついてすべての文科系学生には40単位以上、 理系の場合は 36 単位以上、教員免許状を取 得すると否かにかかわらず、すべての大学生 に等しく要求するものであった。教刷委では、 師範教育批判の中で、教職に就く学生に幅広 い教養を身につけさせるべきだという主張 が様々な委員からなされたが、このように新 制大学で一般教養科目の修得単位数が多く なったため、教職につく学生だけ特別に多く 一般教養科目を学ぶという構造にはならな かった。

また、文部省が当初作成した案には、校長 免許状はあったが、教育長、指導主事の免許 状が置かれていなかった。「教員養成刷新要 綱」では、校長・教育長・指導主事の免許制 度を設けることと決まっていた。カーレーは これらの免許状について規程を設けるよう 指示した。

「教員養成制度刷新要綱」では示されず、その後にカーレーが提案した事項は、 主免許状と副免許状の導入、 各大学が免許状取得のための独自の科目をようにすること、広範囲の教科を甲教科として、教科専門科目の修得単位数を乙教科より多く設定すること、 仮免許状に有効期間を付して更新を可とすることである。

指定学校・許可学校については、教刷委が 国家試験制度や試補制度の導入を検討した 段階で廃止が決まっていた。1948年1月中旬、 所定の教職専門教育をおえた大学卒業生に 正規の教員資格を与えること、そして指定学 校・許可学校制度を廃止することに文部省内 の関係部局の同意を得る。

免許状取得の要件を見ると、教職科目の単位数が多い点が特徴である。小中学校の4年課程でそれぞれ30単位、25単位、高校でも20単位となっている。教職科目名を見ると、この時期の教育心理学、教育社会学、児童・青年の発達と成長(児童・青年心理学)が共通に登場しているが、他は微妙に違っていた。

旧制度においては、養成校によって学校ごとに与えられる教員資格の校種が異なっていた。師範学校では小学校や幼稚園の資格、高等師範学校では中学校と高等女学校の教員資格であった。しかし、新免許制度では一

つの大学・学部で複数の校種の免許状を取得することが可能となった。師範学校が昇格してできる教員養成大学では、小・中・高等学校の免許状を取得できるとしたのである。

さらに必要な点は、小・中・高等学校のいずれの教員免許状も、大学の4年間の課程を標準としたことである。だが、当時の大量の教員需要をまかなうことのできるほどのあることは困難できた。とくに小学校教員は数年前まで中登校段階で養成しており、給費制で学費は大学によることのできるはないの低い教職に就くた者の低い教職に就くた者とのであった。給与の低い教職に就くた者とい当時においては多くはなった。というで表したというである。

この隘路を打開するためにCIEがとった方策が2年課程と小中学校の2級普通免許状であった。2年課程で2級普通免許状が取得できるならば、大学に4年間通うことができない学生も教諭になることができる。そして2年課程で2級免許状を得て卒業した後も、所定の単位をとれば1級免許状に上進可能である。

2級免許状の制度は、主免許状と副免許状とを連動させることによって、さらなる利点をもたらす。学生が大学で4年間学ぶ間に、一つの普通免許状だけでなく他校種あるいは他教科の2級普通免許状を取得することを可能とした。学生にとっては4年課程で学ぶことの利点がふえ、教員需要の面でも柔軟に対応できる。2年課程に対して不十分な教育プログラムであると批判する傾向が強いが、この点でむしろ積極的に評価すべきである

なお、大学基準協会の教員養成基準分科会が 1948 年 3 月 10・11 日に京都大学で開かれて、カーレーの指導の下、「新制大学学に関する教職的教養基準設定に関する提案」ま大学の教授で構成されていた点、学部だけでならの教育ではなくこれらの総合大学に関する基準も含んでいた点で、学芸工ではなくこれらの総合大学に表する教育学部をイメージして I E は旧帝国大学の教育学部を新設するよう働きかけるが、これらの大学の教育学教員たちに教育学部を新設する具体的なイメージを与えるものとなった。

なお、1947 年 12 月、CIEが国立大学地方委譲を打ち出した中で、師範学校は地方委譲の危機にさらされた。しかし、この問題は、カーレーの会議報告を見る限り大きな話題になっていない。

以上が、1947年末から 1948年6月までの教員養成・免許制度改革をめぐる動向である。 そして、1948年6月、前述のように、文部省はいわゆる国立大学再編の 11 原則を発表する。そこには、CIEの指示に基づいて「各 都道府県には必ず教養及び教職に関する学部若しくは部を置く」との1項が置かれた。これは師範学校が国立大学に転換することを意味し、師範学校の地方委譲の可能性CIEが日本側に示す国立大学設置の11原則は、教刷委の学芸大学構想にいっそう反するよのとなるのである。11原則以降、新制国立大学の翌年発足を控えて、教員養成・免許制度改革の中心は、学芸大学・学部の組織と内容そして担当教員をどうするかという問題に移っていくのである。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計1件)

高橋寛人「CIE教師教育担当官カーレーの会議報告から見た占領下の教師教育・教員免許制度改革----1948 年 1 ~ 6 月における改革動向----」『横浜市立大学論叢・人文科学系列』第 67 巻第 2・3 号、2016 年 3 月、45 ~ 87 ページ。

〔学会発表〕(計3件)

- <u>高橋寛人</u>「占領下における教員免許制度 改革の意義 --- CIE・文部省史料の検 討から---」(日本教育制度学会第23回大 会、奈良教育大学)2015年11月7日
- 高橋寛人「占領下の教員養成改革における教職教育拡充と教育学教員の育成 ---CIE教師教育担当官カーレー(Verna A. Carley)の会議報告の検討から ---」(教育史学会第 59 回大会、宮城教育大学、2015年9月26日)
- 高橋寛人「CIE文書に見る占領下の教員養成改革過程 ---- 教育刷新委員会第8特別委員会活動停止後の動向 ----」(日本教育制度学会第22回大会、高知大学、2014年11月8日)

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者:

権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別: 〔その他〕 ホームページ等 6.研究組織 (1)研究代表者 高橋 寛人 (TAKAHSHI HIROTO) 横浜市立大学・都市社会文化研科・教授 研究者番号:10188047 (2)研究分担者 () 研究者番号: (3)連携研究者 ()

研究者番号: